

第 37 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和 3 年 2 月 26 日(金)午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 清水 康彦	8 番 中田 善喜
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
14 番 青葉 真	16 番 大谷 数義	17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子
19 番 玉田 一			
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	4 推 三浦 寿紀	5 推 小川 明人
6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭	8 推 河野 恒弘
10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2 欠席委員

13 番 岡本 健治	15 番 柿元 信次	
3 推 橋本 安延	12 推 大崎 健太	16 推 奥迫 忠幸

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長
農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 37 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、13 番 岡本農業委員、15 番 柿元農業委員、3 番 橋本推進委員、12 番 大崎推進委員、16 番 奥迫推進委員の以上 5 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、5 番 小川推進委員から早退の届出が出ております。本日の議事録署名者は、4 番 徳田委員、5 番 川本委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思えます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、18 件、52 筆、42,810 m²となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 2 月 26 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 3 年 3 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>

委員	～全委員 挙手～
会長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について、説明いたします。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン地図は4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、港町の田です。場所は、原井小学校から約100m北の2町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は41a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について、説明いたします。申請地は、資料3ページ2段目、ゼンリン地図は5ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、弥栄町小坂の田です。場所は、小坂公民館から約130m南西の小坂です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は178a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上2件でございます。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、6番 松山委員もしくは神田委員お願いします。</p>

6番 松山委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
会 長	2号について、7番 清水委員もしくは小松原委員お願いします。
7番 清水委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
会 長	<p>以上で、第3条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、農地法第4条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について、説明いたします。申請地は、資料6ページ1段目、ゼンリン地図7ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段をご覧ください。申請地は、黒川町の畑です。場所は、浜田高校から約250m南の1-3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、農地区分は、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地造成ですが、周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。</p> <p>2号について、説明いたします。申請地は、資料6ページ2段目、</p>

	<p>ゼンリン地図 8 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は、金城の雇用促進住宅から約 1.2km 南西の伊木です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅ですが、資料 9 ページに顛末書が添付されておりますとおり、すでに居宅を建築している最中という案件でございます。</p> <p>3 号について、説明いたします。申請地は、資料 6 ページ 3 段目、ゼンリン地図 10 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町波佐の田です。場所は、若生まなびや館から約 1km 南西の若生です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地ですが、資料 11 ページに始末書が添付されておりますとおり、すでに墓地が建設されており、昨年 12 月の総会において、農業振興地域除外の承認を行っております。</p> <p>4 号について、説明いたします。申請地は、資料 6 ページ 4 段目、ゼンリン地図 12 ページ、図面番号⑥、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、旭町市木の畑です。場所は、市木公民館から約 1.5km 南東の早水です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地の移設で、自宅近くの自己所有地に設置するというものです。</p> <p>農地法第 4 条申請については、以上 4 件でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、6 番 松山委員もしくは神田委員お願いします。</p>
<p>6 番 神田委員</p>	<p>15 日に松山委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>2 号について、12 番渡邊委員お願いします。</p>
<p>12 番 渡邊委員</p>	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>

会 長	3号について、17番佐々岡委員もしくは原田委員お願いします。
17番 佐々岡委員	15日に原田委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。
会 長	4号について、14番青葉委員もしくは岡本委員お願いします。
14番 青葉委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
会 長	以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1号について、説明いたします。申請地は、資料13ページ1段目、ゼンリン地図は14ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑です。場所は、アゼーリみずすみから約300m北東の用田橋です。

申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第2種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、駐車場ですが、資料15ページに始末書が添付されておりますとおり、農地法の知識がなかったため、農業用倉庫を建設していたようですが、現在は、解体されて駐車場となっております。

2号について、説明いたします。申請地は、資料13ページ2段目、ゼンリン地図は16ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、上府保育園から約150m南東の三宅町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は個人住宅で、周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。

3号について、説明いたします。申請地は、資料13ページ3段目、ゼンリン地図は17ページ、図面番号⑨、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町久佐の田です。場所は、JA金城支店から約140m南の上長屋です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第1種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場及び社員の休憩所等の施設です。昨年12月の総会において、農業振興地域除外の承認をされており、排水は既存の合併浄化槽に接続し、雨水についても、既設の排水路に流す計画です。また、休憩所等の施設については、周囲への日照条件も影響は無いように考えられます。

4号について、説明いたします。申請地は、資料13ページ4段目、ゼンリン地図は18ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の畑です。場所は、ふれあいジム金城から約1.0km北東の金田です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の計画があり、生活排水については、合併浄化槽を経由し市道側溝に接続して処理する計画です。隣接地に耕作している農地はなく、大きな影響は無いものと思われます。

5号について、説明いたします。申請地は、資料13ページ5段目、ゼンリン地図は19ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑です。場所は、介護老人保健施設さざんかから約400m北西の元小笹です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、賃貸借による資材置場、

	<p>駐車場です。資料 20 ページには始末書が添付されているとおり、これまで耕作していなかったため、雑草が生い茂り、それを除去するために重機により整地している状況であります。隣接地に耕作している農地はなく、周辺への影響は無いように思われます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 5 件でございます。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、19 番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。</p>
19 番 玉田委員	<p>15 日に齋藤委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、8 番中田委員もしくは河野委員お願いします。</p>
8 番 中田委員	<p>河野委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。</p>
会 長	<p>3 号について、事務局よりお願いします。</p>
係 長	<p>15 日に柿元委員と現地確認を行いました。譲受人の規模拡張に伴うもので、特に問題はないということでした。</p>
会 長	<p>4 号、5 号について、一括して 12 番渡邊委員お願いします。</p>
12 番 渡邊委員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 5 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>

会 長	<p>無いようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号から 4 号まで、所有者が違うため、別々に申請されていますが、現場は同じところにあるため、一括して説明します。資料 21 ページ 1 段目から 4 段目、ゼンリン地図は 22 ページ、図面番号⑫から⑮、現況写真は、4 ページ下段から 5 ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の田畑です。場所は、上府保育園から約 800m 東の久畑です。当該申請地は、年月日不詳により耕作はされておらず現況原野という案件で、今回、治山事業整備の予定があり申請されたものです。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 4 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号から 4 号まで、8 番 中田委員 もしくは 河野委員 お願いします。</p>
8 番 中田委員	<p>15 日に河野委員と事務局と現地確認を行いました。特に問題はな</p>

	<p>いと思います。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願ひします。 ごさいませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願ひします。</p>
係 長	<p>それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1号は、資料23ページ1段目、ゼンリン地図は24ページ、図面番号⑩、現況写真は、5ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町小国の畑です。場所は、小国公民館から約850m北東の小国郷です。この届出は、令和3年2月27日から令和3年3月29日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。 2号は、資料23ページ2段目、ゼンリン地図は25ページ、図面番号⑪、現況写真は、6ページ上段をご覧ください。届出地は、三隅町河内の田です。場所は、アゼーリみずすみから約1.7km南西の鹿子谷です。この届出は、令和3年3月1日から令和3年3月30日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。 3号は、資料23ページ3段目、ゼンリン地図は26ページ、図面番号⑫、現況写真は、6ページ中段をご覧ください。届出地は、三隅町黒沢の田です。場所は、那賀西部広域農道小山トンネルから約100m南の黒沢1区です。この届出は、令和3年3月3日から令和3年3月30日を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。 以上、報告します。</p>

会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ほかにありませんか。 以上を持ちまして、第 37 回総会を終了します。
-----	---

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員